

# 業 務 委 託 設 計 書

設計	校 算	校 算	照 合
			課 長 補 佐
			長

第 号	令和 8 年度	一般 一般会計	款	土 木 費	項	公園墓園 費	目	公園墓園維持 費	所 属	設計	提出	業務委託 請 負
									公園整備課	7.12	7.12	一般競争入札 随意契約
委託金額				業務名称				履行場所				
金				円				中区中島町ほか				
				平和記念公園噴水池その他清掃業務								
施 行 理 由												
本業務は、平和記念公園内噴水池その他の水質保持等を図るため、清掃を行うものである。												
設 計 概 要												
噴水池清掃A 4回												
噴水池清掃B 5回												
池泉清掃A 3回												
池泉清掃B 4回												
折鶴台屋根清掃 5回												

















## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年 1月改訂（平成23年1月制定）  
広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

## 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、平和記念公園噴水池その他清掃業務に適用する。
- 2 施行箇所は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 業務の施行対象、工種区分及び施行回数は、別紙業務工程表のとおりとする。
- 4 業務の施行時期は、原則として別紙業務工程表に従うものとする。ただし、本市の指示のある場合はこの限りではない。
- 5 業務を施行する時は、現場に現場責任者が常駐すること。
- 6 業務施行に際しては、次の各号に掲げる事項に十分留意すること。
  - (1) 清掃においては、池内を排水し、棒ズリ等を用いて苔、藻等を除去し、小石、落ち葉、汚泥、ゴミ等の堆積物を搬出すること。また、必要に応じて薬剤を使用して清掃すること。
  - (2) 池内の施設及び目地を損傷する恐れのある手段又は薬剤は使用しないこと。
  - (3) 堆積物内に貨幣がある場合には、これを分別収集し、本市まで報告すること。
  - (4) 業務の施行により生じる廃棄物は、これを集積し、速やかに搬出し環境保全に充分留意して処分すること。
  - (5) 池内に給水する場合は、ポンプ等の点検が終了した後とすること。
  - (6) 折鶴台屋根清掃は、来園者に配慮し、早朝に行うこと。また、ガラス屋根を傷つけないようにするため、極力屋根の上に登らないように施行すること。
  - (7) 噴水池清掃は噴水池のみではなく、ポンプ等に付着した水垢等の清掃まで行うこと。特に、ドーム横噴水池については、ピット内にポンプを設置しており、これを忘れずに清掃し、作業記録写真を撮影すること。
- 7 業務施行中は、清掃作業中である旨を示す表示板を掲げ、来園者によくわかるようにすること。
- 8 業務施行中は、公園利用者の安全に配慮すること。
- 9 報告事項
  - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
  - (2) 業務実施後は、作業日誌、作業時の写真等を作成し、所定の業務実施報告書に添付のうえ、支払い月の業務完了後14日以内（閉庁日を含む。）に発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- 10 受注者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。
- 11 本特記仕様書に定められていない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。



【 位 置 図 】

